

## 訪問介護しんあい運営規程

### (事業の目的)

第1条 株式会社しんあいが開設する訪問介護しんあい（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護及び訪問介護相当サービスの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態、要支援状態にある高齢者、又は事業対象者に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

### (運営の目的)

第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 訪問介護しんあい
- (2) 所在地 静岡市駿河区池田 767-1

### (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 介護福祉士 1人  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定訪問介護の提供に当たるものとする。
- (2) サービス提供責任者 介護福祉士 3人  
サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護の利用の申込みに対する調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。
- (3) 訪問介護員等 2.5人以上
- (4) 事務職員 1人（非常勤職員）  
必要な事務を行う。

### (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 年中無休 365日営業
- (2) 営業時間 24時間営業

### (訪問介護の内容及び利用料等)

第6条 指定訪問介護の内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣、又は静岡市長が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護負担割合証の割合に準ずる。

- (1) 身体介助中心型
- (2) 家事援助中心型
- (3) 複合型

### (緊急時等における対応方法)

第7条 訪問介護員等は、訪問介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、静岡市とする。（但し、井川・梅ヶ島地区、両河内地区、由比・蒲原地区を除く）

（虐待防止のための措置に関する事項）

第9条 事業所は、利用者の人権の擁護及び虐待等の防止のため、次の措置を講ずるものとする。

- i. 虐待の防止に関する責任者の選任
- ii. 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- iii. その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、訪問介護事業の提供にあたり、当該事業所従業者又は擁護者（利用者の家族等、現に利用者を養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合はすみやかに、これを保険者に通報するものとする。

（身体的拘束等の適正化に関する事項）

第10条 事業所は、利用者または他の利用者等の生命、または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

2 事業所は、身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

（その他運営についての留意事項）

第11条 訪問介護事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
- (2) 継続研修 年2回

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持させるべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社しんあいと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、平成30年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 3年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 6年 3月 1日から施行する。